

# 小規模企業者等設備導入資金助成制度について

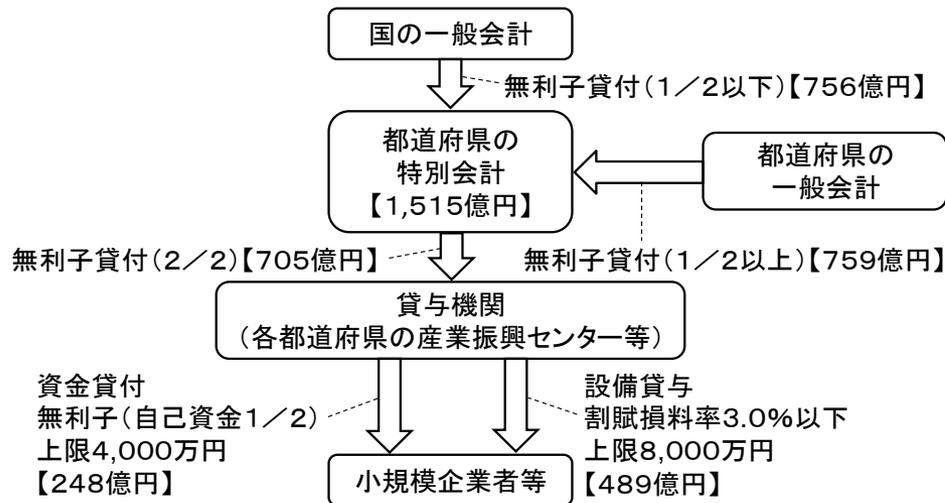
---

# 本制度の概要

# 本制度の概要

○ 必要資金の半分を国が無利子で都道府県に貸し付けることにより、都道府県が小規模企業に対して資金貸付及び設備貸与を実施することを支援する制度。

<資金の流れ>



<設備資金貸付・設備貸与の概要>

	設備資金貸付事業	設備貸与事業	
対象者	小規模企業者等(注1)及び創業者(注2)		
貸付・貸与限度額	4,000万円	8,000万円	
利子等	無利子	<b>【割賦事業】</b> 実質金利: 3%以下 保証金: 10%以下	<b>【リース事業】</b> 月額リース料率: 約3.0%(3年リース) 約1.8%(5年リース)
償還期間	7年以内(公害防止施設は12年以内)		
担保・保証人	・保証人または物的担保が必要。	・原則として保証人が必要。 ・担保が必要になる場合もある。	

- (注1) 以下のA・Bのいずれかをいう。  
 A) 小規模企業者(常時使用する従業員数が20人(商業・サービス業の場合は5人)以下の事業者)  
 B) 常時使用する従業員数が50人以下の会社及び個人(小規模企業者を除く。)のうち、次の要件を満たすもの。  
 ・銀行等からの借入残高が円以下。  
 ・直近3事業年度の経常利益の平均額が3,500万円以下。  
 ・大企業者からの出資等の割合が単独で1/3を超えない。
- (注2) 以下のA・Bのいずれかをいう。  
 A) 1月(会社を設立する場合は2月)以内に創業する具体的計画を持っているもの。  
 B) 創業後5年以内の者。

# 都道府県の利用状況

○ 現在、資金貸付事業は21、設備貸与事業は17の都道府県で事業を休止しており、資金貸付事業・設備貸与事業を共に休止している都道府県は、11に上る。

	貸付	貸与
北海道		
青森県		
岩手県		
宮城県		
秋田県		
山形県	×	
福島県		
茨城県		×
栃木県	×	×
群馬県	×	×
埼玉県	×	×
千葉県		
東京都	×	×
神奈川県		
新潟県		
長野県	×	×

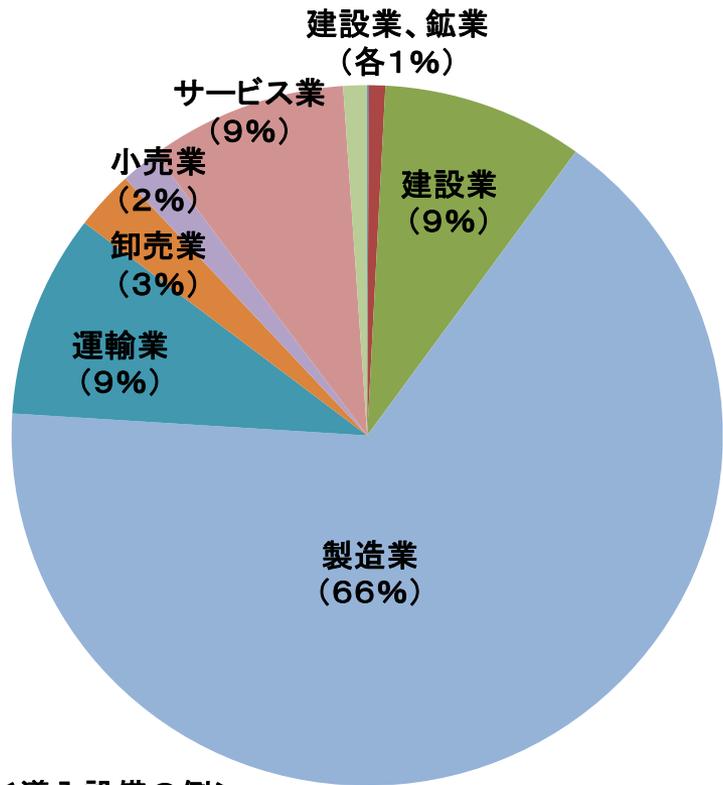
	貸付	貸与
山梨県		
静岡県		
愛知県		
岐阜県		
三重県		×
富山県		×
石川県		
福井県	×	
滋賀県	×	×
京都府	×	
奈良県		
大阪府	×	
兵庫県		
和歌山県	×	×
鳥取県	×	×
島根県	×	

	貸付	貸与
岡山県		
広島県	×	
山口県		
徳島県		×
香川県		×
愛媛県	×	×
高知県	×	
福岡県		
佐賀県	×	
長崎県		
熊本県	×	
大分県	×	×
宮崎県		×
鹿児島県	×	×
沖縄県	×	

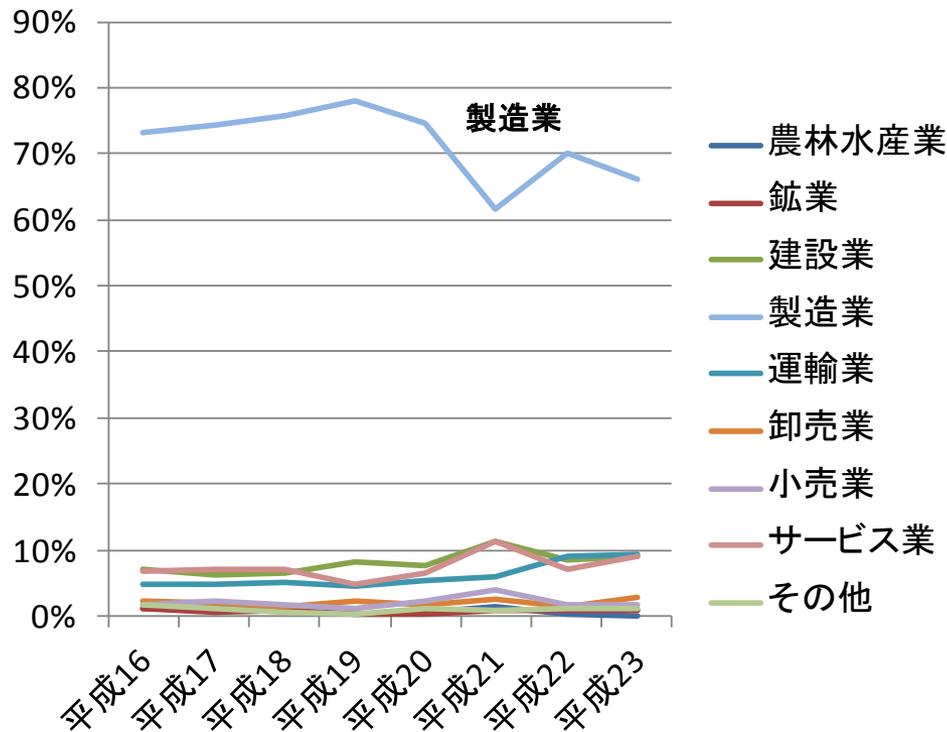
# 業種別の内訳

○ 業種別の内訳を見ると、製造業が多くを占めるが、近年はその割合が若干低下。逆に、建設業、運輸業、サービス業の割合が増加。

＜平成23年度の業種別の内訳(金額ベース)＞



＜業種別の内訳の推移(金額ベース)＞



＜導入設備の例＞

製造業	マシニングセンタ、NCボーリングダボ打ち機、精密プレス、CNC旋盤、レーザー加工機、溶接ロボット
建設業	ダンプカー、自走式草刈機、パワーショベル
運輸業	トラック、観光バス、大型冷蔵庫、ウイング車、トレーラー
サービス業	エアコン、ショーケース、オーブン、ミキサー、卓上コンロ、食器洗浄機

# 創設経緯①

## (1) 制度開始の経緯

- 戦後、各都道府県の施策として、中小企業の老朽化設備の近代化が促進されてきたが、これを更に積極的に実施するため、昭和29年度から、国が都道府県に実質的な無利子貸付けを行い、都道府県を通じて間接的に中小企業への貸付けを行う事業が制度化された。
- この制度の恒久化を図るため、昭和31年に「中小企業振興資金助成法」が制定され、各都道府県が特別会計を設置し国からの補助を受けて中小企業に貸し付ける現行制度の運営が開始された。

## (2) 「中小企業近代化促進法」の制定

- 昭和38年に「中小企業基本法」が制定されるとともに、政策目標として基本法に規定された生産性の向上を図るため、同年に実体法として「中小企業近代化促進法」が制定された。中小企業近代化促進法は、業種別の近代化計画を作成し、これに沿った中小企業の設備の近代化に対して、中小企業金融公庫、国民金融公庫の低利融資、設備の特別償却等を行うスキームであった。
- これに合わせて本制度も同年に改正され、「中小企業近代化資金助成法」に名称を変更し、対象業種を「中小企業近代化促進法」の指定業種と連動させ、その業種ごとに対象設備を指定することとなった。

※なお、本制度には当初、組合等に対する貸付も含まれていたが、本改正により、組合等への貸付は「中小企業高度化資金」に分けられ、昭和42年に制定された中小企業振興事業団法に基づく高度化資金として、近代化促進の中核支援策となった。

## (3) その後の主要な制度変更

- 設備近代化資金貸付制度は、設備金額の半額を自己負担する必要があり、零細企業には利用しがたい面があった。このため、昭和41年、小規模企業向けの設備貸与制度(割賦販売)が創設され、名称を「中小企業近代化資金等助成法」に改めた。さらに、昭和60年度から、ハイテク機器の貸与も開始された。
- また、中小企業がリースにより設備導入を図るケースが急増したため、昭和61年、新たにハイテク・情報機器等リース制度が創設された。同年度に、コンピュータのプログラムも助成対象に追加された。

## 創設経緯②

### (4)小規模企業者等設備導入資金助成法への制度改正(平成11年)

#### ①中小企業設備近代化資金助成制度の問題点

- 中小企業設備近代化資金助成制度は、対象業種・設備が詳細に定められていたこと、また設備資金貸付事業については都道府県が直接中小企業者に貸付けていたことについて、改善を求める意見があった。さらに、一部の都道府県では、貸付実績の低迷により多額の次年度繰越金が生じていた。
- また、「近代化」の内容は時代とともに移り変わるものであり、単一の目標を目指して一斉に実施できる性格のものではなく、仮に最新の設備を導入したとしても、それだけで直ちに企業の発展に結びつくものではないことから、本制度をそのまま維持することの政策的意義が低下したとの認識が広まった。
- 他方、小規模企業については、依然として資金面・情報面等の制約が大きいことに鑑み、小規模な企業が市場での競争主体となり得るよう、一般の中小企業政策以上に政策的配慮を加える必要が引き続き存在すると考えられた。
- さらに、バブル崩壊以降、廃業率が恒常的に開業率を上回る状態になり、完全失業率が上昇するなど、我が国経済の長期的な低迷を受けて、創業支援の強化・拡充が強く認識されるようになった。

#### ②平成11年改正の概要

- 平成11年12月の改正において、資金の貸付対象者を「中小企業」から「小規模企業者及びこれに準ずる者(小規模企業者等)及び創業者」に変更するとともに、支援対象とする設備の範囲も、個別業種ごとに指定する「近代化設備」から、「経営基盤の強化のための設備及び創業のために必要な設備」に変更した。

※なお、小規模企業者への貸付対象の限定については、中小企業近代化資金等助成法第12条第3項において、都道府県の事業計画の策定に当たっては、「特に小規模企業の近代化に重点を置く」とされており、改正前から、貸付・貸与の対象のほとんどが小規模企業であった。

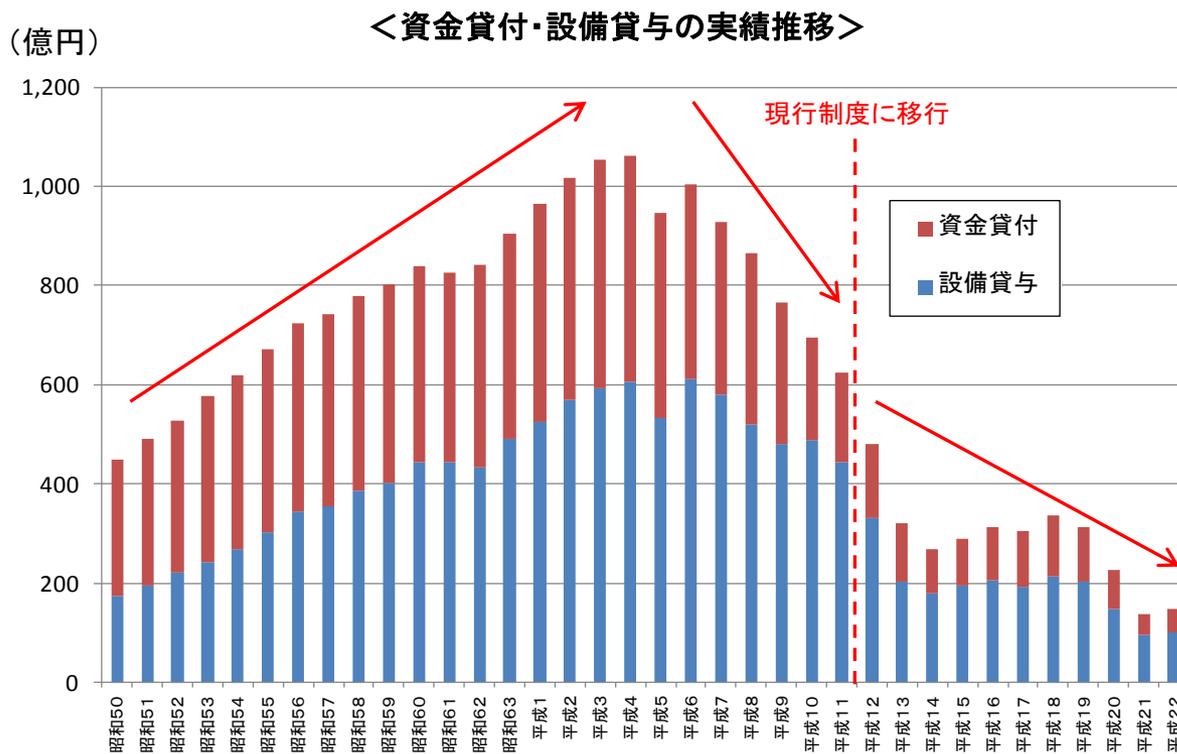
- さらに、資金貸付事業の貸付方法を、①都道府県の直貸しから、貸与機関経由に統一し、貸与機関の必要条件(地方公共団体の出資等)を定める、②国からの助成方法を、補助金による助成から貸付金による助成に改める、③一定の余剰金が生じた場合に国の貸付金を償還する等の改正を行った。

# 現状及び評価について

# 現状：実績の低迷

○ 事業実績は、平成初期のピークから大幅に減少。現行制度移行後の平成12年度以降も、10年間で事業実績が約1／3に減少。

- ・ 現在、国から都道府県に対して約750億円を貸し付けているが、11都道府県で資金貸付・設備貸与を共に休止。中には、長期間にわたって事業を休止し続けた結果、現行制度に移行後(平成12年度以降)、新規の貸付けが残っていないにも関わらず、国からの貸付金が残っている都道府県も存在。(東京都8億円・長野県1億円・大分県5億円)

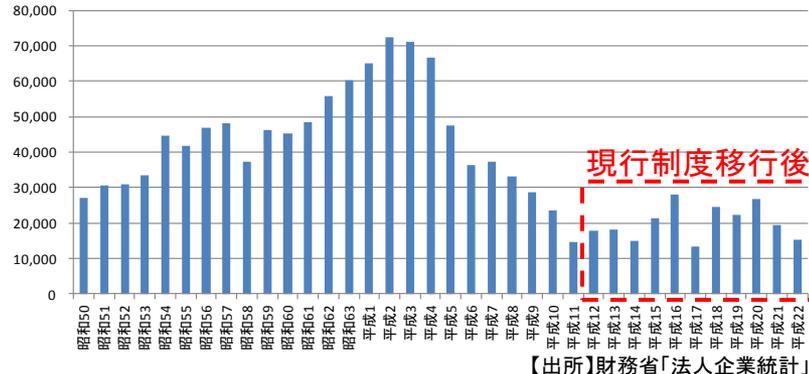


【出所】経済産業省調べ

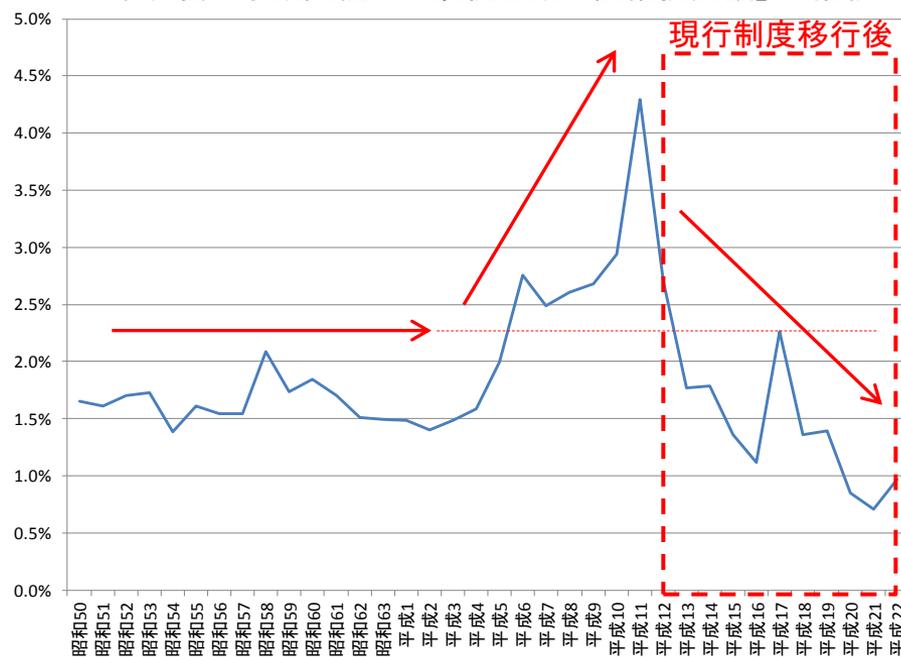
# 長期的な実績低迷の原因:小規模企業の設備投資の減少

- 本制度の実績が長期的に低迷している大きな要因は、小規模企業の設備投資の減少。
- 現行制度移行後、さらに本制度の利用実績が減少している要因としては、①機械類信用保険の廃止、②都道府県の制度融資の利用増加が考えられる。
- ・ 小規模企業の設備投資額自体、平成元年のピーク時に比べると大幅に減少している。また、小規模企業(資本金1千万円未満)の設備投資額全体に占める、本制度の事業実績の割合の推移を見ると、バブル崩壊後、一時的に割合が上昇したが、平成12年度以降急落し、近年はバブル崩壊前の水準を割り込んでいる。

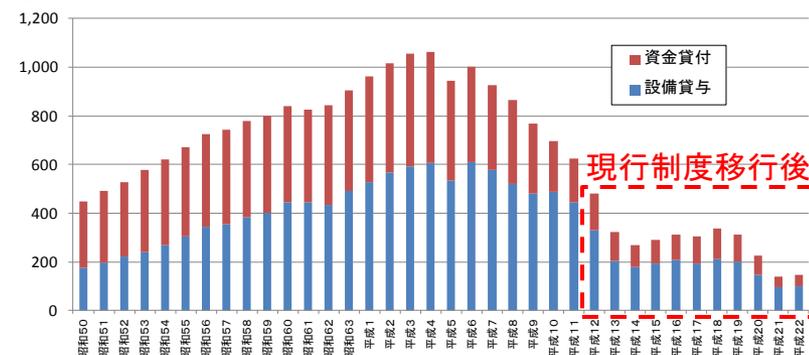
(億円) <小規模企業(資本金1千万円未満)の設備投資額の推移>



<「本制度の事業実績／小規模企業の設備投資額」の推移>



(億円) <本制度の実績推移>



# 近年の実績低迷の原因①：機械類信用保険の廃止

○ 平成14年の機械類信用保険制度の廃止により、設備貸与事業の採算が悪化。

- ・ 貸与機関は機械類信用保険を利用して設備貸与事業の不払いから生じる損害の半分を補填していたが、機械類のリース市場の拡大、その中における機械類信用保険の利用割合の低下に鑑み、同制度が平成14年に廃止されたため、それ以降、不払いから生じる損害を貸与機関が被ることになった。
- ・ 平成14年以前に設備貸与事業を休止していた都道府県は無かったが、平成15年に4、平成16年に3、平成17年に3の都県が設備貸与事業を新たに休止したが、機械類信用保険の廃止も影響したものと思われる。

(参考)機械類信用保険について

## ① 目的

機械類信用保険は、機械類に係る割賦・ローン保証取引またはリース取引について、販売代金またはリース料の不払いが発生した場合の損害を補填することにより、中小企業の設備の近代化と機械工業の振興を図るもの。昭和36年度に導入され、昭和59年度に機械類信用保険特別会計から中小企業信用保険公庫に移管。

## ② 保険の仕組み

機械類の製造業者・販売業者、リース業者及び貸与機関と中小企業信用保険公庫が年度当初に包括保険契約を締結。業者等が中小企業等のユーザー(事業主)と個別に割賦販売契約・リース契約を締結した場合、自動的に保険関係が成立。

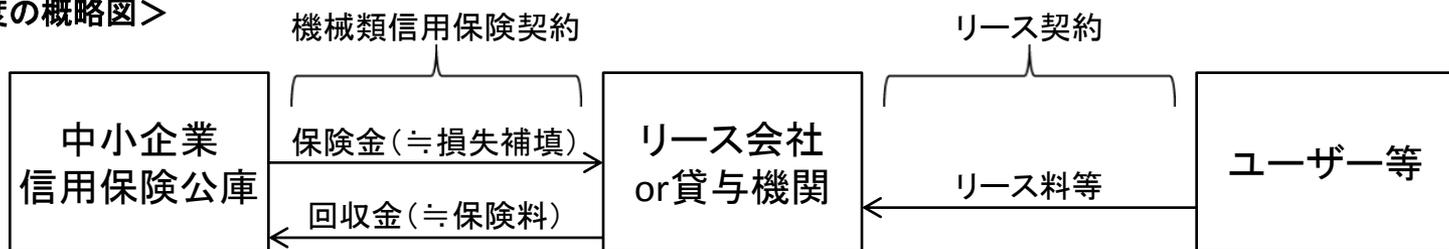
## ③ 保険による填補の範囲

原則、未払いの販売代金またはリース料相当額の5割。

## ④ 保険料率

保険料率は収支相償となるよう政令で設定。リース信用保険については、基本保険料率のほか各業者ごとの保険事故の発生率(損害発生率)により基本保険料率に加算・減算する割増・割引保険料率を設定(貸与機関を除く)。

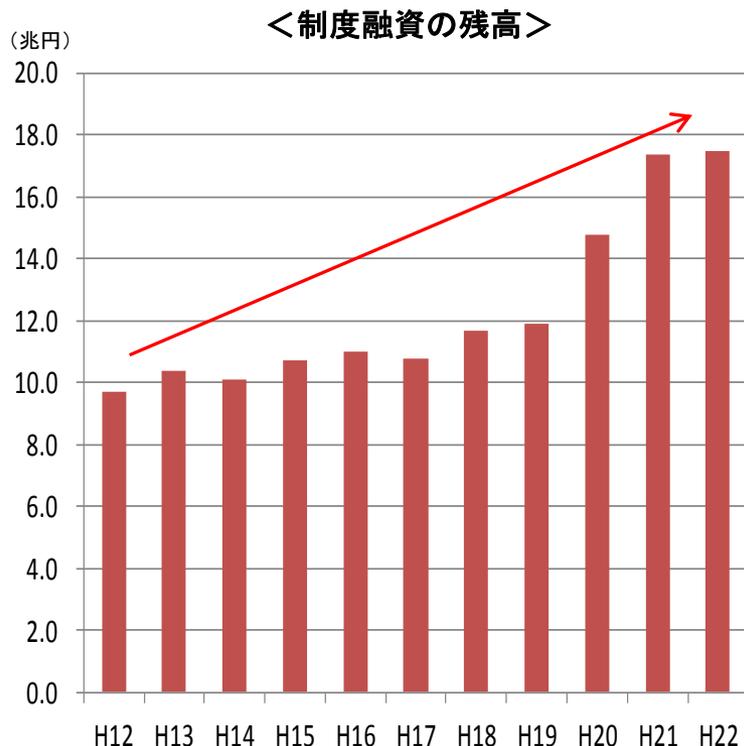
### < 保険制度の概略図 >



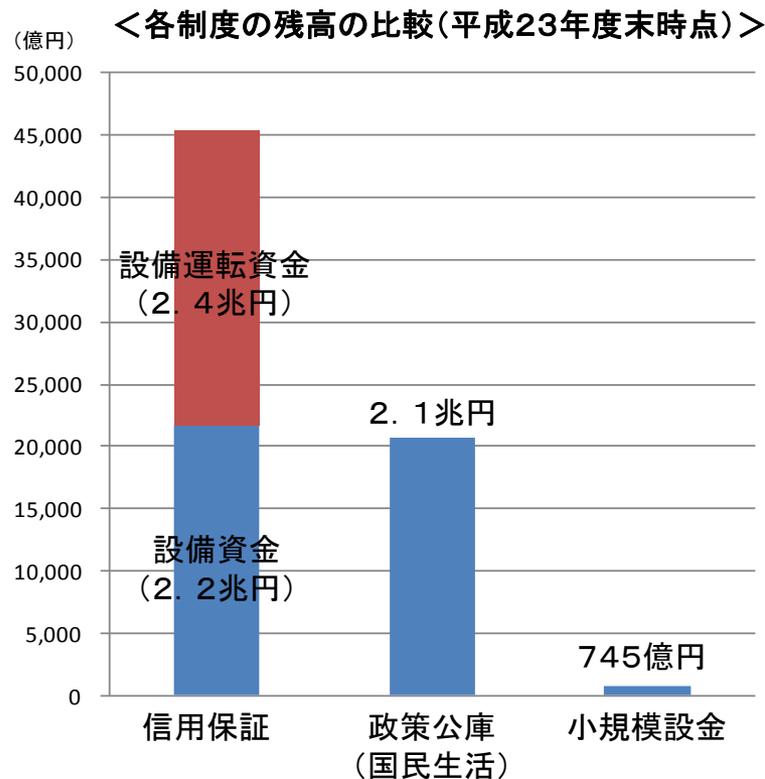
## 近年の実績低迷の要因②：制度融資の利用の増加

○ 小規模企業者等設備導入資金助成法の実績が低迷する一方、信用保証付の制度融資の活用が増加。

- ・ また、多くの都道府県が貸与機関との間で損失補償契約を結んでおり、貸与機関が小規模企業に対して有する債権の回収が難しくなると都道府県の財政に悪影響を及ぼすことから、本制度の事業規模を縮小する都道府県も存在。こうした中、都道府県が民間金融機関を使って行う、信用保証付の制度融資の活用が増加。
- ・ 設備資金については、本制度の貸出残高は745億円であり、信用保証協会による信用保証の残高が4.5兆円（設備運転資金含む）、日本政策金融公庫（国民生活事業）の貸出残高が2.1兆円であることと比較すると、事業規模に圧倒的な差がある。国の制度として存続させる必要性を再度検証することが必要。



【出所】中小企業庁調べ



【出所】中小企業庁調べ

## 評価の声：小規模企業への金融支援として評価する声も存在

○ ただし、本制度については、信用リスクの高い小規模企業への金融支援として、今も一定の役割を果たしているとの声もある。

【岩手県A社】

一般の金融機関では運転資金は比較的借りやすいが、設備資金となると審査に時間がかかる。設備貸与制度は県のセンターの審査で決定するので、手軽で使い易い。

【秋田県B社】

今年で創業5年目。創業時にこの制度を利用し、今では黒字決算になっている。この制度がなければ起業する者が減少すると思う。

【千葉県C社】

我々の業界では常に精度の向上と納期の短縮が求められる。競争に勝ち抜くためには最新の工作機械が必要だが、本精度が無くなると設備の更新ができなくなる。制度の存続を要望する。

【大阪府D社】

小企業なので、この制度を知るまでは、高い金利を支払ってきた。この制度のおかげで本当に助かった。当初、従業員が5～6名だったが、今では30名近くになっている。

-----  
(参考) “ちいさな企業”未来会議 報告書(p. 31～p. 32)

(b) 現行の一律のマル経融資(小規模事業者経営改善資金融資制度)を抜本的に見直し、それぞれの小規模企業の段階・形態・指向に応じたきめ細かな新たな融資制度(新“小規模企業融資制度”)を構築する。

具体的には、

- ・成長指向型の小規模企業には、事業拡大・新分野開拓、海外展開、技術力向上等のための資金を円滑に供給するため、より一層の低利化や無利子化を検討するとともに、貸付上限額を大幅に拡大する。
- ・都市・地方を含め、地域に根ざし、安定的な経営を目指す企業(地域需要創出型企業)には、安定的な資金を供給する観点から、一定の要件の下に貸付期間を延長する。
- ・その際、運用面についても、業種分類を見直すなど、実態に応じた見直しを行う。融資に伴う経営指導について、その必要性・実効性について根本から精査し、これまでの発想にとらわれず、より企業側にとって効果的な“企業本位”の新たな融資スキームへと移行する。

(c) 小規模事業者等設備導入資金制度については、多くの都道府県で貸付又は貸与のいずれかを休止している実態や時代的役割を踏まえ、上記(b)のきめ細かな「新“小規模企業融資制度”」の創設に合わせ、廃止する。

# 論点

# 論点

## 1. 国の制度としての存続の妥当性

- ・11の都道府県が本制度の利用を休止し、制度融資など他の枠組みで中小企業向けの金融支援を実施する中、本制度を国の制度として存続させる必要があるか。

## 2. 事業実績の低迷に関する評価

- ・事業実績が低迷し、国庫から支出された財政資金のうち384億円が貸付けに利用されていないことを、どう評価するか。

## 3. 資金用途の限定の妥当性

- ・商品開発や販路開拓など、小さな企業の成長に必要な投資内容が多様化する中、設備資金の調達のみを支援する本制度の存在意義は、低下しているのではないか。

## 4. 専門的な経営支援との連携

- ・小さな企業への金融支援に当たっては、小さな企業を取り巻く経営環境の悪化や、経営課題の高度化・多様化の進展に鑑み、専門的な経営支援との連携が必要ではないか。
- ・本制度については、都道府県の産業振興センター等が総合的な小規模企業支援を実施する上で有効と評価する向きもあるものの、一部の声ではなく本当に成果が出ているか。

## 5. ガバナンスの強化

- ・一部の貸与機関で延滞債権が存在するとされるが、返済の実現可能性を最終的に審査する主体は、専門の知識・ノウハウを持つ金融機関に委ね、地域の産業振興の担い手としての責任が融資審査を歪めないよう、ガバナンスを強化すべきではないか。